

第 7 期障がい福祉計画及び第 3 期障がい児福祉計画 に係る基本方針の見直し及び地域生活支援事業について

1 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、障がい福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R5.5 に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して 3 年間の「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を策定。計画期間は R6～8 年度。

2 基本指針見直しの主なポイント

- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- 発達障がい者等支援の一層の充実
- 地域における相談支援体制の充実強化
- 障がい者等に対する虐待の防止
- 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 障害福祉サービスの質の確保
- 障がい福祉人材の確保・定着
- よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

3 成果目標（計画期間が終了する R8 年度末の目標）

- ①施設入所者の地域生活への移行
 - ・地域移行者数：R4 年度末施設入所者の 6%以上
 - ・施設入所者数：R4 年度末の 5%以上削減
- ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・精神障がい者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 325.3 日以上
 - ・退院率：3 か月後 68.9%以上、6 か月後 84.5%以上、1 年後 91.0%以上
- ③地域生活支援の充実
 - ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進める
 - ・年 1 回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討
 - ・強度行動障害を有する者に関し、支援ニーズを把握し支援体制の整備を進める（新）

④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：R3年度の1.28倍
うち移行支援事業：1.31倍、就労A：1.29倍、就労B：1.28倍
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の50%以上
- ・就労定着支援事業利用者：令和3年度実績の1.41倍以上
- ・就労定着率7割以上の就労定着支援事業所：25%以上

⑤障がい児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に1か所以上設置
- ・全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保
- ・医療的ケア児支援のため関係機関が連携を図るための協議の場を設けることともに、各市町村に医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターの設置と体制の確保（複数市町村による共同設置可）（新）※R6.4から、基幹相談支援センターの設置は法改正により努力義務。
- ・個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制を確保（新）

4 地域生活支援事業について

- 「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」（厚労省室長告示）は、障がい福祉計画において、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定め、また、定期的な検証と見直しの取組みを行うもの。R5.5の告示。
- 「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を策定の際に、併せて更新するもの。

5 地域生活支援事業に係る見直しの主なポイント

- 必須事業の取り組みに係る達成状況の分析・評価
- 必須事業である意思疎通支援事業については、R4.5 施行の「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和4年法律第50号）」を踏まえること。
- 事業の見込み量を定める。（成果目標は設定されていない）
- 必須事業のうち、未実施である事業がある場合、第7期計画期間中の実施に向けた具体的な取組を記載する。